

令和7年度AIの活用による英語教育強化事業の
業務委託仕様書（プロポーザル用）

令和7年4月

福島県教育委員会
義務教育課

1 概要

(1) 委託業務の名称

令和7年度AIの活用による英語教育強化事業委託業務（以下、「本業務」という。）

(2) 事業の背景及び目的

福島県では、「令和5年度英語教育実施状況調査」において、CEFR A1 レベル相当以上の英語力の生徒の割合が全国と比較して下回っており、令和3年度以降、本県の生徒の英語力と全国平均値との差が開いている。また、生徒の英語による言語活動時間の割合やパフォーマンステストの実施回数の割合についても全国平均値を下回っている現状である。

同調査の分析により、生徒の英語による言語活動と生徒の英語力の相関が強いことが示されたことから、言語活動を中心とした授業改善をさらにすすめていくことが重要である。本県においては、生徒の英語による言語活動の機会を確保しつつ、生徒一人一人が伝える内容や使用する英語の質を高めていく必要がある。さらに、学習成果の検証の機会であるパフォーマンステストにおいては、テストの内容や方法の妥当性ととも、教師の負担軽減を図りながら実施時期や回数を適切に指導計画に位置付け、指導の改善につなげていくことが課題となる。

本事業は、高校教育課と義務教育課が連携し、高等学校及び中学校外国語科の授業において、「話すこと」「書くこと」についての言語活動及び評価、練習や個別最適な教材の作成等、幅広いAI活用を実践し、人間（教師や外国語指導助手（ALT）等）による指導とAIのベストミックスとなるモデルを構築するとともに、AI英語活用のリーダーとなる教師による実践を普及することで、本県の生徒の英語力向上を目指す。

※ 本業務においては、県内の公立中学校4校をモデル校とし、その所属教員をAI英語活用リーダーとする。

※ 本業務においては主に「話すこと」を強化するための取組を重点的に行う。

(3) 委託の範囲

① 本業務の委託の範囲は、令和7年3月に文部科学省が公表した「令和6年度AIの活用による英語教育強化事業」の委託要項によって、本県事業の以下の業務を再委託することとする。

ア AI英語学習アプリの提供

イ 学習管理システムの提供

ウ 教員または生徒向け研修の実施

エ 実証研究成果報告のための資料収集及び提供

オ 成果報告書の納品

② 上記委託の範囲について、次の点を予め了承の上、提案すること。

ア 受託者決定後の契約は、福島県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）と締結すること。

イ 契約段階において、提案を受けた仕様の変更等があり得ること。

ウ 本業務の遂行にあたっては、発注者である県教育委員会と十分な連絡体制を構築することとし、進捗状況等を定期的に報告すること。

エ 原則として、契約締結後の増額はしないこと。

2 本業務の概要

(1) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和8年1月30日（金）までとする。

(2) 業務スケジュール（案）

スケジュールの概要は、以下のとおり想定している。受託者が、業務を円滑に進めることができるスケジュールを提案しても構わない。詳細な日程は、協議の上、決定する。

時 期	内 容
6月上旬	再委託先との契約締結・事業調査対象校への事前説明
6月中旬	実証開始（第1回英語力測定・アンケート調査実施）

8月	中間報告会
11月末	第2回英語力測定・アンケート調査実施
12月	事業成果検証
1月	事業報告書提出

(3) 調査対象（中学2年生及び3年生560名）

- ・ 福島県郡山市内の中学校2校（中学2年生140名及び3年生140名）
- ・ 福島県いわき市内の中学校2校（中学2年生140名及び3年生140名）

(4) 業務実施体制

① 体制

受託者は、本業務を確実に実施するための組織的な体制を整え、各担当の役割と責任を明確にし、体制表（任意様式）を県教育委員会に提案すること。

② 中間目標

ア 第1回英語力測定（6月）

イ 中間報告会（8月）

ウ 授業公開（10月）

エ 第2回英語力測定（11月）

オ 成果報告（2月）

③ 全調査対象校について、個別の分析結果を作成し、県教育委員会に提出すること。

④ 生徒の「話すこと」における英語運用力の実態、学級または学校別の傾向を的確に把握するとともに、県が設置する成果報告会等において、全体的な傾向とその指導改善の方向性について、参加者に広く周知すること。

⑤ 事情により、本事業に関する説明会や研修等を開催できない場合は、DVDの配付やオンラインでの開催とすること。

(5) その他留意事項

① 機密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

② 再委託について

受託者は、この契約の履行について、第三者に委託してはならない。ただし、県教育委員会の承認を得た時はこの限りでない。

3 機能要件

本業務で使用する学習アプリは以下の要件を満たすこととする。

(1) 基本要件

ア クラウド配信型のサービスであり、調査対象校及び各家庭から利用可能であること。

イ 対応OSはChromeOS、Windows、iOSであること。

ウ 専用ソフトウェアをインストールする必要がなく、Chrome、Microsoft Edge、Safari等の標準的なブラウザで利用可能であること。

エ サービスにアクセスする際に、福島県が児童生徒及び教職員に配付しているGoogleアカウントを使ったシングルサインオンが可能であること。

オ システム及びサービスの内容は、「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドラインVer.2.0.」（文部科学省 令和6年12月26日）に沿ったものとする。

カ 生徒が入力した情報が、生成AIの機械学習に用いられないなど、生徒のプライバシー保護やセキュリティ対策が保持されていること。

キ 有害な内容（暴力・憎悪・性的・自傷行為など）を生徒が質問した場合、フィルタリングにより除外する、あるいは回答しないなどの対応をすること。

- ク アカウントは各調査対象校の生徒と教職員、教育委員会に対して個別に付与されること。
- ケ アカウントを付与された者が校外外においてサービスにアクセスし、利用可能であること。

(2) 機能要件

- ア 生徒が個別に音読練習や発表練習に繰り返し取り組むために、発音や文法を認識し、即座に正誤を判定する機能を有していること。
- イ 生徒が授業で英語を用いて教師や生徒同士で会話するための事前学習として、教科書の題材など、あらかじめ設定されたテーマについて、擬似的に対話練習をするための生成 AI による対話機能を有していること。
- ウ CEFR に準拠した「話すこと」のパフォーマンステストを複数回実施する機能を有していること。
- エ 生徒が自己の英語運用能力及び英語を使ってできることを把握、認識して学習方法の見直しを図るため、客観的指標に基づいた発話分析、スコアリングの機能を有すること。
- オ 教師が生徒の学習状況を把握して指導にいかすため、生徒個別、学級別、学年全体で学習成果や取組の状況（課題への取組回数や使用時間）を把握する学習管理機能を有すること。

4 サポート要件

(1) 保守対応

- ① ソフトウェアを含めたシステムの保守管理を行うこと。
- ② 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。
- ③ 障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、授業への影響が最小限となるよう対応すること。

(2) 導入時の操作研修や継続的な情報提供

導入時に調査対象校の教職員に対し、操作方法等の研修（オンラインあるいはオンデマンドも可とする。）を実施すること。AI 学習支援アプリを効果的に活用できるよう、活用事例など、年間をとおして継続的な情報提供を行うこと。

5 個人情報保護・セキュリティ要件

(1) 本システムに係るデータについては、個人情報保護と情報セキュリティを遵守できる情報管理体制を整備していること。

(2) 本業務の遂行に当たり、次の各項に示す法令等のほか、関係する法令等を遵守すること。

- ① 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ② 著作権法
- ③ 行政機関の保有する電子計算機処理にかかる個人情報の保護に関する法律
- ④ 福島県個人情報保護条例
- ⑤ 福島県情報セキュリティポリシー
- ⑥ 福島県教育委員会教育情報セキュリティポリシー
- ⑦ 個人情報保護管理者、個人情報保護担当者、内部監査責任者等の個人情報を保護するための組織的体制を有していること。
- ⑧ 個人情報・セキュリティに関する基本方針・規程・マニュアル等の整備が行われていること。
- ⑨ 個人情報・セキュリティの安全管理に関する従業員の役割及び責任についての教育・訓練が行われていること。
- ⑩ 機能アップデート、内容の修正等が行われた際には追加費用なく適用されること。また、その際にユーザー側の操作は必要なく反映されること。

6 納品物

各納品物は、電子媒体にて1部ずつ、「納品場所及び納入期限」に示された場所に提出すること。

(1) 納品物及び記載事項

納品物	記載事項
-----	------

1	ライセンス証書	生徒用及び教職員用アカウントのライセンス一覧 ※福島県教育委員会に対しては全アカウント 各市町村教育委員会に対しては所管する調査対象校のアカウントについて記載すること
2	基本設計書	システムについて
3	操作マニュアル	システム利用者が使用するマニュアル
4	業務計画書	カスタマイズや保守運用の予定表

(2) 納品場所及び納入期限

福島県教育委員会義務教育課及び調査対象校を所管する各市教育委員会
令和7年6月20日（金）までに納品すること

7 成果品

(1) 成果品

受託者は、上記「1(3) 委託の範囲」の成果品として、次の2点を取りまとめた事業報告書を提出する。

- ① 各調査対象校における実践内容の実践記録
調査対象校における生徒のAI活用の状況及び教師の学習管理機能の使用状況に関する記録
- ② 事業報告書
事業全体の成果をまとめたもの

(2) 成果品の著作権

成果品として指定する納品資料及び本業務に付随して、県により作成・発生・所有する全てのデータ及び著作物は、特に定める場合を除き、すべて県に帰属するものとする。受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利、プログラム等の著作物（以下「権利留保物」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

納入される成果品に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受注者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。

8 経費負担区分

- (1) 委託者は、業務委託に要する経費（以下「委託費」という。）を負担するものとし、受託者は、それ以外に要する経費を負担する。

9 実績要件

本業務の受託者は、過去3年間において、都道府県又は100校以上の規模を有する自治体において類似業務、生成AIアプリケーションを活用した外国語教育での実証研究実績が1件以上あること。

10 教議、打合せ等

委託者が必要とした場合は、本業務に係る協議、打合せ等を行うこと。また、協議、打合せ等にあたっては、委託者の指示する資料及び情報を提供すること。